

広島県告示第百六十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十三年二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県山県郡北広島町 後有田、春木、今田、有間、南方	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法
榎木三四二（一二〇四）	急傾斜地の崩壊	榎木三四二（一二〇四）	急傾斜地の崩壊	第三号（施行令第八十号）
鬼田（七六四四）	急傾斜地の崩壊	鬼田（七六四四）	急傾斜地の崩壊	第三号（施行令第八十号）
鬼田（七六四三）	急傾斜地の崩壊	鬼田（七六四三）	急傾斜地の崩壊	第三号（施行令第八十号）
鬼田一八九四（七六四二）	急傾斜地の崩壊	鬼田一八九四（七六四二）	急傾斜地の崩壊	第三号（施行令第八十号）
北足二〇八七（七六四一）	急傾斜地の崩壊	北足二〇八七（七六四一）	急傾斜地の崩壊	第三号（施行令第八十号）
北足（七六四一一）	急傾斜地の崩壊	北足（七六四一一）	急傾斜地の崩壊	第三号（施行令第八十号）
北足（七六四一一）	急傾斜地の崩壊	北足（七六四一一）	急傾斜地の崩壊	第三号（施行令第八十号）
小山一〇六六（一二〇三）	急傾斜地の崩壊	小山一〇六六（一二〇三）	急傾斜地の崩壊	第三号（施行令第八十号）
桜田三〇六五（七六四〇）	急傾斜地の崩壊	桜田三〇六五（七六四〇）	急傾斜地の崩壊	第三号（施行令第八十号）

桜田(七六四〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	桜田(七六四〇一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小物居九二四(一一〇二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	小物居九二四(一一〇二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
見崎谷(一七五五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	見崎谷(一七五五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
春木(一九一―)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	春木(一九一―)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
茶堂(二二四六一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	茶堂(二二四六一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
茶堂三六〇(二一四六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	茶堂三六〇(二一四六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
茶堂三二九(一〇六九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	茶堂三二九(一〇六九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
春木(七六六二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	春木(七六六二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
春木(七六六二―)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	春木(七六六二―)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
恩ヶ迫三一九七(七六三九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	恩ヶ迫三一九七(七六三九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
恩ヶ迫(七六三九―)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	恩ヶ迫(七六三九―)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
恩ヶ迫(九〇五―)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	恩ヶ迫(九〇五―)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野地三八八二(一九六九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	野地三八八二(一九六九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮庄七五(七六〇〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	宮庄七五(七六〇〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮庄(七六〇〇―)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	宮庄(七六〇〇―)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木谷川(五七〇六)	土石流	次の図のとおり	木谷川(五七〇六)	土石流	次の図のとおり
木谷川(五七〇六隣一)	土石流	次の図のとおり	木谷川(五七〇六隣一)	土石流	次の図のとおり

木次川（五一七）	土石流	次の図のとおり	木次川（五一七）	土石流	次の図のとおり
----------	-----	---------	----------	-----	---------

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局土木整備部砂防課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所に備え置いて縦覧に供する。